○国土交通省告示第千四百八十七号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八項中「及びＰ２０５」を「、Ｐ２０５及びＰ２０６」に改め、同条に次の一項を加える。

19　規則第二条第二号の七の告示で定めるものは、別表第一のフレキシブルバルクコンテナの欄に掲げる容器とする。

第五条第二項を次のように改める。

2　規則第七条第二項第一号の告示で定めるものは、次のいずれかに該当するもの以外のものとする。

一　別表第一の積載方法の欄にＥＳ０１又はＥＳ０２が掲げられている火薬類

二　隔離区分がＣ、Ｄ、Ｅ又はＧの火薬類であつて正味薬量が一〇キログラム以下で、かつ、火薬庫に収納されているもの

三　隔離区分がＢの火薬類であつて正味薬量が一〇キログラム以下で、かつ、火薬庫に収納され甲板上に積載されるもの

四　等級一・四の火薬類であつて隔離区分がＳのもの

第七条の二第三項中「ポータブルタンク」の下に「、非開放型の構造を有する金属製コンテナ、上部開放型の構造を有するシート付き金属製コンテナ及びフレキシブルバルクコンテナ（以下「ポータブルタンク等」という。）」を加える。

第七条の三第三項中「ポータブルタンク」の下に「等」を加え、同項第二号ロ中「第三十七条の九第１項第一号イ⑶」を「第三十七条の十七第１項第一号イ⑶」に改め、同条第二項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、国連番号及び「ＵＮ」の文字の高さは十二ミリメートル以上の大きさとしなければならない。ただし、許容質量が三〇キログラム以下であつて五キログラムを超える小型容器、許容容量が三〇リットル以下であつて五リットルを超える小型容器又は許容質量が六〇リットル以下の高圧容器の場合の文字の高さは六ミリメートル以上の大きさ、許容質量が五キログラム以下又は許容容量が五リットル以下の小型容器の場合は適切な大きさとすることができる。

第七条の五中「という。）」の下に「及び高圧容器（以下「サルベージ高圧容器」という。）」を加え、同条を第七条の六とし、第七条の四を第七条の五とし、第七条の三の次に次の一条を加える。

第七条の四　第七条の二及び前条の規定にかかわらず、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられている危険物であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下「少量危険物」という。）を収納する容器の標札等及び品名等の表示は、第四号様式の少量危険物用表示を表示することとする。

一　別表第一の国連番号の欄に１０４４、１９５０、２０３７、２３１５（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、２７９４、２７９５、２８００、３０２８、３１５１（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、３１６４、３２６９、３３１６、３４７３、３４７６、３４７７、３４７８又は３４７９と掲げられている危険物（以下「物品危険物」という。）以外の危険物にあつては、同表の小型容器又は高圧容器の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものであること。

二　内装容器の容量若しくは内装容器に収納される危険物の質量又は物品危険物の容量若しくは質量が、別表第一の少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている容量又は質量以下であること。

三　総質量（内装容器又は物品危険物の質量及び外装容器の質量を含む。）が三〇キログラム以下であること。

2　第七条の二及び前条の規定にかかわらず、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に記号が掲げられている危険物であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下「微量危険物」という。）を収納する容器の標札等及び品名等の表示は、第四号の二様式の微量危険物用表示を表示することとする。

一　別表第一備考５の２注３に規定する容器に収納して運送されるものであること。

二　別表第一の微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている記号に応じ、同表備考５の２に規定する容量又は質量以下であること。

三　同一のコンテナに収納する場合にあつては、収納されている容器の数が一〇〇〇を超えないものであること。

第十条第二号及び第三号を次のように改める。

二　少量危険物（火薬類を除く。）

三　微量危険物

第十条の二中「若しくは高圧容器」を「、高圧容器又はフレキシブルバルクコンテナ」に改める。

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とする。

第十四条の二中「掲げられている危険物」の下に「又は船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める危険物」を加え、同条に次の一項を加える。

2　規則第十四条に規定するばら積み運送は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金属製コンテナによる。

一　別表第一の特別規定の欄にＢＫ２が掲げられている危険物　非開放型の構造を有する金属製コンテナ

二　船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める危険物　上部開放型の構造を有する金属製コンテナ

第十四条の三第一号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　サルベージ高圧容器により運送する場合にあつては、「サルベージ高圧容器」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「ＳＡＬＶＡＧＥ　ＰＲＥＳＳＵＲＥ　ＲＥＣＥＰＴＡＣＬＥ」の文字

第十四条の四第三号中「及び副次危険性等級が六・一の危険物であつて容器等級がⅠ又はⅡのもの」を「、放射性物質等（別表第一の国連番号の欄に２９０８、２９０９、２９１０又は２９１１と掲げられている危険物を除く。）、腐食性物質及び副次危険性等級が六・一又は八の危険物」に、「には積載してはならない」を「に積載しないこと」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　前二号の規定にかかわらず、第三号の危険物又は食料のいずれか一方がコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から水平距離で三メートル以上離れた場所に積載することができ、当該危険物及び食料の双方がそれぞれ異なるコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から離して積載することを要しない。

第十五条第三項中「少量危険物」の下に「（火薬類を除く。）」を加える。

第十五条の二第三号ホ中「五二九」を「六〇五二九」に改める。

第十六条の二第一項中「第一号様式」の下に「又は第四号様式」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　規則第二十八条第二項の告示で定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられているもの（物品危険物以外の危険物にあつては、別表第一の小型容器又は高圧容器の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものに限る。）

二　別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられているもの（別表第一の備考５の２注３に規定する容器に収納して運送されるものに限る。）